

三重県共同研究文書非開示処分取消請求事件

原告 寺町知正 外

被告 三重県知事 野呂昭彦

津地方裁判所民事部御中

2006年5月30日

原告 寺町知正

原告兼 松秀代

証拠説明及び立証趣旨

甲第1号証

訴状別紙-1の2の左端番号欄2記載の平成14年度の事業で、件名「産業廃棄物抑制産官共同研究事業に係る共同研究審査委員会の開催と選考基準について(伺い)」

- (1枚目) 開示された文書の1ページ目で起案書である。
- (2枚目) 開示された文書の3ページ目で事務連絡文書であり、共同研究申請書に「6課題分」の資料であることが明示されている。
- (3枚目) 開示された文書の6ページ目で共同研究申請テーマ一覧表であり、6課題が記載されていると思量されるどころ、申請の「4番ないし6番」がマスキングされている。
- (4枚目) 開示された文書の10ページ目で別表第2であり、公務員職氏名は開示し、民間人である石原産業の従業員は「個人情報」として墨塗りされている。

甲第2号証

訴状別紙-1の3の左端番号欄の(特許関係)2記載の平成16年度の事業で、件名「特許の審査請求および早期審査について」

- (1枚目) 開示された文書の1ページ目で起案書である。
- (2枚目) 開示された文書の2ページ目で起案の本文内容の文書であり、前書き部分に3箇所のマスキングがあり、「記 2 特許の審査請求および早期審査以来案件 別表のとおり 13案件」と明示されている。
- (3枚目) 開示された文書の3ページ目で、13案件が記載されていると思量されるどころ、「5番 石原産業、6番 石原産業」以外はマスキングされている。

※(丸々1ページごと、原告に渡されていないページがあるかないかは不明であり、あるいは、白いマスキング故にどの部分が「対象外」として開示から排除されたかは極めて理解しにくい)

以上